

# 都市計画法編

## 資料集



# 都市計画法編 目次

## 資料集

手数料一覧表（千葉県使用料及び手数料条例抜粋）	349
千葉県事務委任規則（抄）（開発許可制度の許可権限）	350
千葉県開発行為等規制細則	353
千葉県宅地開発事業指導要綱	361
大規模開発連絡調整会議設置要綱	367
事前協議必要書類一覧	370



## 手数料一覧表 (千葉県使用料及び手数料条例抜粋)

項 目	金 額 (単位：円)
開発行為許可申請手数料 (法第 29 条)	
1) 自己居住用	
0.1ha 未満	8,600
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	22,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	43,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	86,000
1ha 以上 ~ 3ha 未満	130,000
3ha 以上 ~ 6ha 未満	170,000
6ha 以上 ~ 10ha 未満	220,000
10ha 以上	300,000
2) 自己業務用	
0.1ha 未満	13,000
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	30,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	65,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	120,000
1ha 以上 ~ 3ha 未満	200,000
3ha 以上 ~ 6ha 未満	270,000
6ha 以上 ~ 10ha 未満	340,000
10ha 以上	480,000
3) その他	
0.1ha 未満	86,000
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	130,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	190,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	260,000
1ha 以上 ~ 3ha 未満	390,000
3ha 以上 ~ 6ha 未満	510,000
6ha 以上 ~ 10ha 未満	660,000
10ha 以上	870,000
開発行為変更許可申請手数料 (法第 35 条の 2)	摘要の一から摘要の三までに掲げる額の合計額 (その額が 87万円を超えるときは、87万円)
(摘要)	
一 開発行為に関する設計の変更 (摘要の二に規定する変更のみに該当する場合を除く。) については、開発区域の面積 (摘要の二に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に応じ、開発行為許可申請手数料の目に定める額に十分の一を乗じて得た額	
二 新たな土地の開発区域への編入に係る第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、開発行為許可申請手数料の目に定める額	
三 その他の変更については、1万円	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 (法第 41 条)	46,000
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 (法第 42 条)	26,000
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (法第 43 条)	
0.1ha 未満	6,900
0.1ha 以上 ~ 0.3ha 未満	18,000
0.3ha 以上 ~ 0.6ha 未満	39,000
0.6ha 以上 ~ 1ha 未満	69,000
1ha 以上	97,000
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 (法第 45 条)	
自己居住用	1,700
自己業務用 1ha 未満	1,700
1ha 以上	2,700
その他	17,000
開発登録簿の写しの交付手数料 (法第 47 条)	470

## 千葉県事務委任規則（抄） 昭和31年7月25日規則第33号

（土木事務所長）

第12条（土木事務所については、第12条の2及び第12条の3を参照）

二十九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の施行に関する事（開発区域（建築物の建築にあつては、敷地。以下第三十二号までにおいて同じ。）が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたる開発行為等（開発行為及び建築物の建築をいう。以下同じ。）に係る事務を除くものとし、イ、ハからナまで、ウ及びキにあつては、第五十三条の規定に係るものを除く。）に掲げるものにあつては、開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為等及び新たな土地の開発区域への編入に係る開発行為等の変更であつて、編入後の開発区域の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るものに限る。）。

イ 第二十九条第一項の規定による開発行為の許可に関する事。

ロ 第三十四条第十三号の規定による既存の権利者の届出の受理に関する事。

ハ 第三十四条第十四号の規定による開発審査会への付議に関する事。

ニ 第三十四条の二第一項の規定による国の機関又は都道府県等からの開発行為の協議に関する事。

ホ 第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可に関する事。

ヘ 第三十五条の二第三項の規定による軽微な変更の届出の受理に関する事。

ト 第三十五条の二第四項において準用する第三十四条の二第一項の規定による国の機関又は都道府県等からの開発行為の変更の協議に関する事。

チ 第三十六条第一項の規定による工事完了届の受理に関する事。

リ 第三十六条第二項の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付に関する事。

ヌ 第三十六条第三項の規定による工事完了の公告に関する事。

ル 第三十七条第一号の規定による建築の承認に関する事。

ヲ 第三十八条の規定による工事の廃止届の受理に関する事。

ワ 第四十一条第一項（第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による建ぺい率等の指定に関する事。

カ 第四十一条第二項ただし書の規定による建築物の特例の許可に関する事。

ヨ 第四十二条第一項ただし書の規定による予定建築物以外の建築物の建築等の許可に関する事。

タ 第四十二条第二項の規定による予定建築物以外の建築物の建築等の協議に関する事。

レ 第四十三条第一項の規定による建築等の許可に関する事。

ソ 第四十三条第三項の規定による建築等の協議に関する事。

ツ 第四十五条の規定による地位の承継の承認に関する事。

ネ 第四十六条の規定による開発登録簿の調製及び保管に関する事。

ナ 第四十七条第一項（第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）から第五項までの規定による開発登録簿への登録等及び写しの交付に関する事。

ラ 第五十三条第一項の規定による許可に関する事（市街地開発事業に係るものを除く。）。

- ム 第五十三条第二項において準用する第四十二条第二項の規定による協議に関すること（市街地開発事業に係るものを除く。）。
  - ウ 第八十条第一項の規定による報告等に関すること。
  - エ 第八十二条第一項の規定による立入検査に関すること。
- 三十 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の施行に関すること（開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為等及び新たな土地の開発区域への編入に係る開発行為等の変更であつて、編入後の開発区域の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るもの（開発区域が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたるものを除く。）に限る。）。
- イ 第三十六条第一項第三号ホの規定による開発審査会への付議に関すること。
- 三十一 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の施行に関すること（開発区域が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたる開発行為等に係る事務を除くものとし、イ及びロに掲げるものにあつては、開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為等及び新たな土地の開発区域への編入に係る開発行為等の変更であつて、編入後の開発区域の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るものに限る。）。
- イ 第三十七条の規定による開発登録簿の閉鎖に関すること。
  - ロ 第三十八条の規定による開発登録簿閲覧所の設置に関すること。
  - ハ 第六十条の規定による証明書等の交付に関すること（開発区域が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたるもの及び市街地開発事業に係るものを除く。）。
- 三十二 千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）の施行に関すること（開発区域の面積が一ヘクタール未満の開発行為等及び新たな土地の開発区域への編入に係る開発行為等の変更であつて、編入後の開発区域の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るもの（開発区域が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたるものを除く。）に限る。）。
- イ 第八条の四の規定による工事着手届出書の受理に関すること。
  - ロ 第十四条の規定による許可承継届出書の受理に関すること。
- 三十三 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること（切土又は盛土をする土地の面積が一ヘクタール未満の宅地造成に関する工事及び当該工事の計画の変更であつて、変更後の切土又は盛土をする土地の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るものに限る。）。
- イ 第八条第一項の規定による宅地造成に関する工事の許可に関すること。
  - ロ 第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可に関すること。
  - ハ 第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。
  - ニ 第十三条の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付に関すること。
  - ホ 第十五条の規定による工事等の届出の受理に関すること。
  - ヘ 第十六条第二項の規定による勧告に関すること。
  - ト 第十八条第一項の規定による立入検査に関すること。
  - チ 第十九条の規定による報告の徴取に関すること。
- 三十四 宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年千葉県規則第七十二号）の施行に関すること（切土又は盛土をする土地の面積が一ヘクタール未満の宅地造成に関する工事及び当該工

事の計画の変更であつて、変更後の切土又は盛土をする土地の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るものに限る。)

イ 第七条第一項の規定による工事計画変更届の受理に関する事。

ロ 第八条第一項の規定による届出書の受理に関する事。

三十五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の施行に関する事（一団の宅地の面積が一ヘクタール未満のもの及び新たな土地の編入に係る造成の変更であつて、編入後の一団の宅地の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るもの（一団の宅地が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたるものを除く。）に限る。)

イ 第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の認定に関する事。

三十六 土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年千葉県規則第二十九号）の施行に関する事（一団の宅地の面積が一ヘクタール未満のもの及び新たな土地の編入に係る造成の変更であつて、編入後の一団の宅地の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るもの（一団の宅地が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたるものを除く。）に限る。)

イ 第五条第一項の規定による造成計画の変更認定に関する事。

ロ 第五条第二項の規定による宅地造成工事計画変更届の受理に関する事。

ハ 第六条第二項の規定による優良宅地の証明に関する事。

ニ 第七条の規定による宅地造成工事廃止届出書の受理に関する事。

ホ 第八条の規定による地位承継届出書の受理に関する事。

三十七 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）の施行に関する事（宅地開発事業であつて開発区域の面積が一ヘクタール未満のもの及び新たな土地の編入に係る土地開発事業の変更であつて、編入後の開発区域の面積が一・五ヘクタール未満のものに係るもの（開発区域が二以上の隣接する土木事務所の管内にわたるものを除く。）に限る。)

イ 第七条第一項の規定による工事の設計の確認に関する事。

ロ 第八条第一項の規定による工事の設計変更の確認に関する事。

ハ 第八条第二項の規定による工事施行者の変更届の受理に関する事。

ニ 第十条の規定による工事の廃止等の届出の受理に関する事。

ホ 第十一条第一項の規定による工事完了届の受理に関する事。

ヘ 第十一条第二項の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付に関する事。

ト 第十一条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関する事。

チ 第十一条の二第三項の規定による地位の承継の承認に関する事。

リ 第十三条第一項の規定による立入検査に関する事。

ヌ 第十四条の規定による報告等に関する事。

# 千葉県開発行為等規制細則 昭和45年7月31日規則第52号

## (趣旨)

**第一条** この規則は、知事の所管に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三章第一節の施行に関し、法、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 工事施行者 法第三十条第一項第四号に規定する工事施行者をいう。
- 二 開発区域 法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。
- 三 開発行為 法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。
- 四 公共施設 法第四条第十四項に規定する公共施設をいう。
- 五 特定工作物 法第四条第十一項に規定する特定工作物をいう。

## 第三条 削除

## (事前協議)

**第四条** 開発区域の面積が十ヘクタール以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為の計画について、知事と協議するものとする。

2 前項の協議をしようとする者は、次に掲げる図書を添えて第二種特定工作物（法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物をいう。以下同じ。）の建設に係る開発行為にあつては第二種特定工作物の建設に係る開発行為事前協議書（別記第一号様式）、第二種特定工作物以外の建設等に係る開発行為にあつては第二種特定工作物以外の建設等に係る開発行為事前協議書（別記第一号様式の二）一部を知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域位置図（縮尺二万五千分の一以上のもの）
- 二 土地利用計画図（縮尺二千五百分の一以上のもの）
- 三 開発区域の所在する市町村との協議経過を記載した書類
- 四 その他知事が必要と認める図書

## (設計説明書)

**第五条** 省令第十六条第二項に規定する設計説明書は、設計説明書（別記第二号様式）によるものとする。

## (資金計画書の添付書類)

**第六条** 省令第十六条第五項に規定する資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、資金計画書の収支計画の支出のうち工事費（附帯工事費を含む。以下同じ。）の額が三百万円に満たない場合は、この限りでない。

- 一 工事施行者が発行する工事費の内訳明細書
- 二 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

### (開発行為許可申請書の添付書類)

**第七条** 省令第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書には、法第三十条第二項及び省令第十七条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

一 開発区域の区域を明らかにする不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し

二 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書

三 申請者の資力及び信用に関する書類

四 工事施行者の能力に関する書類

五 その他知事が必要と認める図書

2 前項第三号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号に掲げるもの）とする。

一 住民票の写し（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）

二 資産に関する調書及び所得税に関する納税証明書（法人の場合にあつては、前年度の財務諸表及び法人税に関する納税証明書）

三 事業経歴書

3 第一項第四号に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号及び第二号に掲げるもの）とする。

一 住民票の写し（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）

二 工事経歴書

三 建設業者許可証明書

4 省令第十七条第一項第三号に掲げる書類は、開発行為施行同意書（別記第三号様式）とし、当該同意書に同意をした者の印鑑証明書を添付するものとする。

5 省令第十七条第一項第四号に掲げる書類は、開発行為に関する設計者の資格申告書（別記第四号様式）とする。

### (既存の権利者の届出)

**第八条** 法第三十四条第十三号の規定による届出は、既存の権利者の届出書（別記第五号様式）により行うものとする。

### (開発行為の変更の許可の申請)

**第八条の二** 法第三十五条の二第一項本文の規定による許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（別記第五号様式の二）を知事に提出しなければならない。

2 前項の開発行為変更許可申請書には、省令第二十八条の三に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 変更の理由及び内容を記載した図書
- 二 第七条第一項に規定する図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの
- 三 工事の施工状況を記載した図書
- 四 開発行為の変更が設計の変更に係る場合にあつては、設計変更説明図
- 五 その他知事が必要と認める図書

#### (開発行為の変更の届出)

**第八条の三** 法第三十五条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書（別記第五号様式の三）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の開発行為変更届出書には、変更の理由及び内容を記載した図書を添付するものとする。この場合において、省令第二十八条の四第一号に規定する変更にあつては設計変更説明図を、同条第二号に規定する変更にあつては第七条第三項第一号及び第二号に掲げる書類を併せて添付するものとする。

#### (工事着手の届出)

**第八条の四** 開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（別記第五号様式の四）を知事に提出しなければならない。

#### (工事完了届出書の添付書類)

**第九条** 省令第二十九条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、当該工事の完成図（省令第十六条第四項に規定する造成計画平面図の例により作成したもの）及び当該工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図（縮尺五百分の一以上のもの）並びに開発区域又は工区に含まれる地域の名称一覧表を添付するものとする。

#### (工事完了公告)

**第九条の二** 省令第三十一条に規定する工事完了公告は、開発区域を管轄する地域整備センター又は整備事務所の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

#### (建築制限等の解除の承認)

**第十条** 法第三十七条第一号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築・建設承認申請書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

- 一 建築物を建築しようとし又は特定工作物を建設しようとする土地（以下「敷地」という。）の位置及び区域を表示する図面
- 二 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を表示する図面（縮尺五百分の一以上のもの）
- 三 建築物又は特定工作物の平面図及び二面以上の立面図（縮尺二百分の一以上のもの）
- 四 その他知事が必要と認める図書

#### (工事廃止届出書の添付書類)

**第十一条** 省令第三十二条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 廃止の理由を記載した書類
- 二 当該工事を廃止した日における当該工事の廃止に係る土地の区域内の状況を明示する現況写真

三 当該工事の廃止に係る土地の区域内に講ぜられた防災上の措置を記載した図書  
(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)

**第十二条** 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(予定建築物以外の建築等の許可の申請)

**第十三条** 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物又は第一種特定工作物(法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物をいう。以下同じ。)以外の建築等許可申請書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(建築物の新築等の許可申請書の添付書類)

**第十三条の二** 省令第三十四条第一項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

一 第十条第二項第一号から第三号までに掲げる図面

二 建築物を新築し、改築し、若しくは用途を変更し、又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の公図の写し及び登記事項証明書

三 その他知事が必要と認める図書

(許可の承継の届出)

**第十四条** 法第四十四条の規定による承継をした者は、すみやかに、許可承継届出書(別記第九号様式)に当該地位を承継したことを証する書類を添えて知事に提出するものとする。

(開発許可の承継の承認の申請)

**第十五条** 法第四十五条の規定による承認を受けようとする者は、開発許可承継承認申請書(別記第十号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、承認を受けようとする者が開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類及び第七条第一項第三号に掲げる書類を添付するものとする。

(開発登録簿の調書)

**第十六条** 省令第三十六条第一項に規定する開発登録簿の調書は、別記第十一号様式とする。

(開発許可済みの標識の掲示)

**第十七条** 開発許可を受けた者は、工事の期間中当該開発区域内の見やすい場所に開発許可済みの標識(別記第十二号様式)を掲示しておくものとする。

(標識による公示)

**第十七条の二** 法第八十一条第三項の規定による公示は、標識(別記第十二号様式の二)を設置して行う。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請)

**第十八条** 省令第六十条の規定により法第二十九条第一項若しくは第二項、法第三十五条の二第一項、法第四十一条第二項、法第四十二条又は法第四十三条第一項の規定に適合している

ことを証する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（別記第十三号様式）正本一部副本二部を知事に提出しなければならない。

**（身分証明書の様式）**

**第十九条** 法第八十二条第二項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（別記第十四号様式）とする。

**（書類の提出）**

**第二十条** 法、政令、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、開発行為等に係る区域を管轄する市町村に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、開発行為等に係る区域が二以上の市町村の管轄区域にわたるときは、前項の書類は、その開発行為等に係る区域を当該市町村の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。

**（書類の提出部数）**

**第二十一条** 前条第一項の書類の提出部数は、正本一部副本三部（千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）第十二条から第十二条の三までの規定により地域整備センターの長又は整備事務所の長に委任した事務に係る書類及び第四条第二項に規定する書類にあつては、正本一部副本二部）とする。

- 2 前条第二項の規定により提出する書類の正本の提出部数は一部、副本の提出部数は開発行為等に係る区域を管轄する市町村及び土木事務所（第四条第二項に規定する書類にあつては、市町村）の数に一を加えて得た数（千葉県事務委任規則第十二条から第十二条の三までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る書類の副本にあつては、当該市町村の数に一を加えて得た数）とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和四十七年三月二十四日規則第九号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

**附 則（昭和四十七年九月十六日規則第六十五号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和四十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正後の千葉県開発行為等規制細則第三条の二に規定する区域において行なわれている同条に規定する規模以上の開発行為については、同条の規定は適用しない。

**附 則（昭和五十年四月一日規則第十六号）**

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年八月十九日規則第四十六号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年十一月十四日規則第七十二号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年三月二十四日規則第十五号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年四月一日規則第三十九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年五月三十一日規則第五十一号）

この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月三十日規則第二十号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十六日規則第二十二号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に佐倉市の区域において行われている千平方メートル未満の開発行為については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十年十二月二十五日規則第七十五号）

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則（平成三年三月三十日規則第三十六号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月十日規則第七号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年六月二十四日規則第五十五号）

この規則は、平成五年六月二十五日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日規則第六十三号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成九年四月二十五日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第百三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年三月三十日規則第四十三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の千葉県発行行為等規制細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年五月十一日規則第八十三号）

この規則は、平成十三年五月十八日から施行する。ただし、第三条の二の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年一月十一日規則第一号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第二十二号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第九十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十九号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日規則第六十二号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十一月二十七日規則第四百号）  
この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第五十七号）  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 千葉県宅地開発事業指導要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、宅地開発に関し、関係する法令並びに条例及び規則に別段の定めがあるもののほか、千葉県行政手続条例（平成7年条例第48号）第34条の規定に基づき事業者に対する行政指導の内容となるべき事項を定め、宅地開発の適正な実施を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発 主として建築物の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 事業者 宅地開発事業の施行主体をいう。
- (3) 開発区域 宅地開発を行う土地の区域をいう。
- (4) 大規模宅地開発 開発区域の面積が10ha以上の宅地開発をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、上水道その他給水施設、下水道、河川、運河、水路、治水及び利水のための調整池、消防の用に供する貯水施設、その他公共の用に供する施設をいう。

## (適用対象)

**第3条** この要綱は次の各号に掲げる宅地開発について適用する。

- (1) 法第29条の規定により知事の許可を必要とする開発行為としての宅地開発
- (2) 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号。以下「条例」という。）に基づく宅地開発事業として行う宅地開発
- (3) 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）に基づく独立行政法人都市再生機構が施行する住宅の建設及び宅地の造成として行う宅地開発
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号。以下「公社法」という。）に基づく地方住宅供給公社が施行する住宅の建設及び宅地の造成として行う宅地開発
- (5) その他知事が必要と認める宅地開発

## (事業者の責務)

**第4条** 事業者は、関係する法令並びに条例及び規則に定めるものの他、県及び開発区域の所在する市町村が定めた土地利用又は開発に関する計画及び構想に適合するように宅地開発事業の計画を策定するものとする。

2 事業者は、法に基づく許可又は条例に基づく確認の申請若しくは第6条ないし第8条に規定する意見の照会をしようとする場合は、あらかじめ、別表に基づき関係者と協議を行うものとする。

なお、協議先の関係法令等に基づく同意が必要な場合には、その同意を得るものとする。

3 事業者は、開発区域の所在する市町村が法に基づく地区計画の策定を行おうとする場合にはこれに協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、住宅地を目的とする宅地開発事業にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4章に基づく建築協定が施行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 事業者は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5章に基づく緑地協定が施行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### **（大規模宅地開発の事前協議）**

**第5条** 千葉県開発行為等規制細則（昭和45年規則第52号）第4条の規定により、大規模宅地開発に係る10ha以上の開発行為をしようとする者から知事に協議があつた場合には、大規模開発連絡調整会議設置要綱（平成14年4月1日施行）第1条に規定する大規模開発連絡調整会議の議を経て回答するものとする。

#### **（独立行政法人都市再生機構等との協議）**

**第6条** 機構法第14条の規定により独立行政法人都市再生機構から知事に意見の照会があつた場合には、その規模が10ha以上のものに限り大規模開発連絡調整会議の議を経て回答するものとする。

2 機構法第14条の規定による意見の照会は、別記様式により行ふものとする。

**第7条** 公社法第28条の規定により、住宅供給公社から知事に意見の照会があつた場合には、その規模が10ha以上のものに限り大規模開発連絡調整会議の議を経て回答するものとする。

2 公社法第28条の規定による意見の照会は、前条第2項の例により行なうものとする。

**第8条** 第3条第5号に該当する宅地開発をしようとする者は、あらかじめ、知事に意見を照会するものとする。

2 前項の規定により知事に意見の照会があつた場合には、その規模が10ha以上のものに限り大規模開発連絡調整会議の議を経て回答するものとする。

3 第1項の意見の照会は、第6条第2項の例により行なうものとする。

#### **（事業計画変更の協議）**

**第9条** 事業者は、この要綱に基づき協議、その他の手続きを了した宅地開発事業に係る事業計画を変更しようとするときは、新たに事前協議等の手続きを行なうものとする。

#### **附 則**

1 この要綱は昭和50年1月1日から施行する。

2 大規模宅地開発指導要領（昭和45年8月1日施行）及び宅地問題協議会設置要綱（昭和45年8月1日施行）は廃止する。

3 この要綱施行前に従前の大規模宅地開発指導要領の規定によってなされた大規模宅地開発に係る意見聴取の申出は、この要綱の規定によってなされたものとみなす。

#### **附 則**

この要綱は昭和50年9月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は昭和59年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和61年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成3年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に許可又は確認申請がなされているものについては、従前の例による。

なお、事前協議等によりすでに相当程度の協議調整がなされているものの適用に関しては別途協議できるものとする。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年9月1日から施行し、改正後の千葉県宅地開発事業指導要綱別表の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年6月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成14年10月1日から施行し、改正後の第3条、第5条ないし第8条の規定は平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に許可又は確認申請がなされているものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は平成16年7月1日から施行し、別表の改正規定は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

## 別表

協議事項	協議の相手方 (カッコ内は主な協議先)
当該区域の法定外公共用財産(里道・水路等)の用途の変更、廃止	所管する市町村
当該区域及び当該区域外の道路の変更、廃止等	関係道路管理者(国土交通省国道工事事務所/農林水産部耕地課、農地・農村振興課/県土整備部道路環境課/県農業事務所、土木事務所/市町村)
当該区域の雨水及び処理した汚水(調整池計画を含む。)	当該流出先の河川、運河、水路、海域の管理者及び水利権者(環境生活部水質保全課/農林水産部耕地課、農地・農村振興課、水産局水産課/県土整備部河川整備課/県農業事務所、土木事務所/市町村/水利組合/土地改良区等)
当該区域の溜池・水路の付け替え、拡幅、護岸工事等	当該溜池・水路の管理者(農林水産部耕地課、農地・農村振興課/県土整備部河川整備課/県林業事務所、土木事務所/土地改良区等)
当該区域及び当該区域外の林道の変更・廃止等	関係林道管理者(林野庁森林管理事務所/農林水産部森林課/県農業事務所/市町村/森林組合)
当該区域内の森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林、保安施設地区及び保安林予定森林の解除	関係保安林管理者(林野庁本庁、森林管理事務所/農林水産部森林課/県林業事務所)
公共施設の管理者とその用に供する土地の所有者が異なるもの	当該土地の所有者
新たに設置される公共施設の設計、管理、土地の帰属、費用の負担	当該公共施設を管理することとなる者(市町村等)
新たに設置される公共施設	道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)及び都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づくそれぞれの管理者(国土交通省国道工事事務所、河川工事事務所/県土整備部道路環境課、河川整備課、都市整備局公園緑地課/県警察本部交通部交通規制課/県土木事務所/市町村等)
給水	当該開発区域を給水区域とする水道法に基づく水道事業者(地下水利用の場合は県健康福祉センター)
下水道等	当該開発区域を下水道区域とする下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理者(県土整備部都市整備局下水道課/市町村)

汚水浄化槽等	知事（環境生活部水質保全課、資源循環推進課／県土整備部都市整備局建築指導課）
消防施設	当該開発区域を管轄する市町村又は一部事務組合の消防長
保安施設	県警察本部長（地域部地域課）
児童福祉施設	当該開発区域に居住することとなる者に関する児童福祉施設について管轄する責を負う者（健康福祉部児童家庭課／健康福祉センター）
ごみ・し尿等の一般廃棄物の処理	知事（環境生活部資源循環推進課、廃棄物指導課）、当該開発区域を管轄する市町村長
利水（農業用水、水源かん養）	当該開発区域周辺等の農業用水、水源かん養関係部署（環境生活部水質保全課／農林水産部耕地課／県農業事務所）
電気・ガスの供給	当該開発区域を供給区域に含む電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく一般電気事業者及びガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づくガス事業者
義務教育施設（開発区域面積20ha以上の場合）	当該開発区域に居住することとなる者に関する当該施設の設置義務者（市町村）
鉄道等（開発区域面積40ha以上の場合）	当該開発区域に関する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者
旅客自動車運送（開発区域面積40ha以上の場合）	当該開発区域に関する道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく旅客自動車運送事業者
埋蔵文化財	県教育委員会及び当該開発区域を管轄する市町村教育委員会

# 大規模開発連絡調整会議設置要綱 平成14年4月1日施行

## (目的)

**第1条** 千葉県における大規模開発事業について、庁内部局間の連絡調整を密にし、その適正な実施に資することを目的として大規模開発連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

## (定義)

**第2条** この要綱において、大規模開発事業とは、主として建築物の建築又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項で規定する特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更を伴う事業のうち10ha以上のものをいう。

## (所掌事項)

**第3条** 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 大規模開発事業の適正な実施を確保するため、基本的な施策の企画立案に関すること。
- 2 千葉県開発行為等規制細則（昭和45年規則第52号）第4条及び千葉県宅地開発事業指導要綱（昭和50年1月1日施行）第6条から第8条までの規定による事前協議等に係る審査及び調整に関すること。
- 3 その他知事が必要と認める大規模開発事業に関すること。

## (組織)

**第4条** 連絡調整会議に会長及び委員を置く。

- 2 会長は県土整備部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長が必要があると認めるときは、別表に掲げる職以外の職にある者を臨時に委員とすることができる。

## (連絡調整会議の開催)

**第5条** 連絡調整会議は会長が招集し、主催する。

- 2 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (資料の提出等)

**第6条** 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、関係部課の長及びその他の関係者に対し、資料の提出、意見の聴取及びその他の必要な協力を求めることができる。

## (事務局)

**第7条** 事務局は、県土整備部都市整備局都市計画課に置く。

## (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月16日から施行し、改正後の別表の規定は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月14日から施行し、改正後の別表の規定は平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

## 別表

	委 員	第3条第2号に係る所掌事務	
		大規模宅地開発事業 ※1	ゴルフ場等開発事業 ※2
1	総務部市町村課長	○	○
2	総務部学事課長	○	—
3	総合企画部政策企画課長	○	○
4	総合企画部水政課長	○	○
5	総合企画部交通計画課長	○	—
6	防災危機管理部消防課長	○	—
7	健康福祉部健康福祉政策課長	○	○
8	健康福祉部児童家庭課長	○	—
9	健康福祉部医療整備課長	○	—
10	健康福祉部衛生指導課長	○	○
11	環境生活部環境政策課長	○	○
12	環境生活部大気保全課長	○	○
13	環境生活部水質保全課長	○	○
14	環境生活部自然保護課長	○	○
15	環境生活部資源循環推進課長	○	○
16	環境生活部廃棄物指導課長	○	○
17	環境生活部生活安全課長	○	○
18	商工労働部経済政策課長	○	○
19	商工労働部産業振興課長	○	○
20	農林水産部農林水産政策課長	○	○
21	農林水産部担い手支援課長	○	○
22	農林水産部農地・農村振興課長	○	○
23	農林水産部耕地課長	○	○
24	農林水産部畜産課長	○	○
25	農林水産部森林課長	○	○
26	農林水産部水産局水産課長	○	○
27	県土整備部県土整備政策課長	○	○
28	県土整備部道路計画課長	○	○
29	県土整備部道路整備課長	○	○
30	県土整備部道路環境課長	○	○
31	県土整備部河川整備課長	○	○
32	県土整備部都市整備局都市計画課長	○	○
33	県土整備部都市整備局公園緑地課長	○	—
34	県土整備部都市整備局下水道課長	○	—
35	県土整備部都市整備局建築指導課長	○	○
36	県土整備部都市整備局住宅課長	○	—
37	水道局技術部計画課長	○	—
38	教育庁教育振興部教職員課長	○	—
39	教育庁教育振興部文化財課長	○	○
40	警察本部警務部警務課長	○	—
41	警察本部生活安全部生活安全総務課長	○	—
42	警察本部地域部地域課長	○	—
43	警察本部交通部交通規制課長	○	○
		(43名)	(30名)

※1 大規模宅地開発事業・・・第2条に定める大規模開発事業のうち、主として建築物の建築の用に供するもの

※2 ゴルフ場等開発事業・・・第2条に定める大規模開発事業のうち、主として都市計画法第4条第11項で規定する特定工作物の建設の用に供するもの

# 事前協議必要書類一覧

## I 第二種特定工作物以外の建設等に係る開発行為事前協議（大規模宅地開発等）

### 1 書類

- (1) 第二種特定工作物以外の建設等に係る開発行為事前協議書  
(細則第4条第2項別記第1号様式の2)
- (2) 開発区域の所在する市町村との協議経過を記載した書類（細則第4条第2項第3号）
- (3) 市町村で定める宅地開発指導要綱等に基づき市町村に提出した書類があればその写し
- (4) 開発事業計画概要書
- (5) 開発区域内及び隣接土地の地権者一覧表  
※ 土地の表示（地番・地目・面積）、所有権者の住所・氏名  
※ 地目別面積の集計表を付す。
- (6) 会社概要
- (7) 事業経歴書
- (8) 商業登記簿謄本
- (9) 事業者の定款又は寄附行為（相違ない旨代表者の証明を付す。）
- (10) 印鑑証明書
- (11) 決算報告書（直近3年分）
- (12) 法人税納税証明書（直近3年分）
- (13) 資金計画書
- (14) 預金残高証明書等
- (15) 開発事業融資証明書（融資者の印鑑証明付き）  
※ 融資証明書発行者の資力・実績等についても、必要に応じ（7）～（16）の書類により審査
- (16) その他必要書類

### 2 図面

- (1) 開発区域位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上）  
(細則第4条第2項第1号)
- (2) 土地利用計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）  
(細則第4条第2項第2号)
- (3) 土地利用現況図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (4) 公図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (5) 雨水排水計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (6) 汚水排水計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (7) 排水流末系統図（縮尺 25,000 分の 1 以上）
- (8) 造成計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）

## Ⅱ 第二種特定工作物の建設に係る開発行為事前協議（ゴルフ場、運動・レジャー施設）

### 1 書類

- (1) 第二種特定工作物の建設に係る開発行為事前協議書  
(細則第4条第2項別記第1号様式)
- (2) 開発区域の所在する市町村との協議経過を記載した書類 (細則第4条第2項第3号)
- (3) 開発事業計画概要書
- (4) 市町村で定める宅地開発指導要綱等に基づき市町村に提出した書類があればその写し
- (5) 開発区域内及び隣接土地の地権者一覧表  
※ 土地の表示（地番・地目・面積）、所有権者の住所・氏名  
※ 地目別面積の集計表を付す。
- (6) 要望書及び要望状況報告書  
※ ゴルフ場開発の場合
- (7) 会社概要
- (8) 事業経歴書
- (9) 商業登記簿謄本
- (10) 事業者の定款又は寄附行為（相違ない旨代表者の証明を付す。）
- (11) 印鑑証明書
- (12) 決算報告書（直近3年分）
- (13) 法人税納税証明書（直近3年分）
- (14) 資金計画書
- (15) 預金残高証明書等
- (16) 開発事業融資証明書（融資者の印鑑証明付き）  
※ 融資証明書発行者の資力・実績等についても、必要に応じ（7）～（16）の書類により審査
- (17) パブリックゴルフ場の誓約書
- (18) その他の必要書類

### 2 図面

- (1) 開発区域位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上） (細則第4条第2項第1号)
- (2) 土地利用計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上） (細則第4条第2項第2号)
- (3) 土地利用現況図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (4) 公図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (5) 雨水排水計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (6) 汚水排水計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (7) 排水流末系統図（縮尺 25,000 分の 1 以上）
- (8) 造成計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）

必 要 書 類	第二種特定工作 物以外の建設等	第二種特定工作 物の建設
開発行為事前協議書	別記第 1 号様式 の 2	別記第 1 号様式
開発区域の所在する市町村との協議経過を記載した書類	○	○
市町村で定める宅地開発指導要綱等に基づき市町村に 提出した書類があればその写し	○	○
開発事業計画概要書	○	○
開発区域内及び隣接土地の地権者一覧表	○	○
要望書及び要望状況報告書		※○
会社概要	○	○
事業経歴書	○	○
商業登記簿謄本	○	○
事業者の定款又は寄附行為（相違ない旨代表者の証明 を付す。）	○	○
印鑑証明書	○	○
決算報告書（直近 3 年分）	○	○
法人税納税証明書（直近 3 年分）	○	○
資金計画書	○	○
預金残高証明書等	○	○
開発事業融資証明書（融資者の印鑑証明付き）	○	○
パブリックゴルフ場の誓約書		※○
開発区域位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上）	○	○
土地利用計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	○	○
土地利用現況図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	○	○
公図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	○	○
雨水排水計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	○	○
汚水排水計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	○	○
排水流末系統図（縮尺 25,000 分の 1 以上）	○	○
造成計画図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	○	○

※ ゴルフ場開発の場合

## 開発許可制度の解説

### (都市計画法編)

平成 元年 7月 1日 発行  
平成 6年 7月 1日 改訂  
平成 8年 4月 1日 改訂  
平成 14年 4月 1日 改訂  
平成 20年 4月 1日 改訂  
平成 20年 7月 18日 改訂  
平成 21年 6月 25日 改訂  
平成 23年 7月 29日 改訂  
平成 25年 2月 1日 改訂・分冊  
平成 27年 9月 1日 改訂

発行者 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
TEL 043-223-3245・3240  
頒布価格 420円